

「コロナマル経」の取扱期間が延長されました！

商工会議所活用術

The Chamber of Commerce and Industry Utilization



金融・会計相談課
課長 高山 浩



コロナ禍で売上が減っている事業者にも朗報です

マル経融資の対象

- 従業員数が卸・小売・サービス業で5人以下、製造・宿泊・その他業種で20人以下の方
- 1年以上事業を営み、申告を行い、税金を完納されている方
- 商工会議所の経営指導を受けている方

マル経融資は、国の融資制度で、商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が融資を実行します。

「どのような条件を満たせば、利用できるのか？」

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している小規模事業者の皆さまを対象として、コロナマル経」が設けられています。このたび、本制度の期間が今年の12月末まで延長されましたので、内容や特徴をご紹介します。（なお、経営状況によっては、融資が実行されない場合がございます。何卒ご了承ください。）

ご融資限度額

1,000万円（通常のマル経融資と別枠）

ご返済期間（うち据置期間）

設備資金 10年以内（4年以内）

運転資金 7年以内（3年以内）

利率

貸付日から当初3年間 0.31%

貸付日から3年経過後 1.21%

（令和3年6月末現在）

返済期間や利率は？

コロナマル経の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

そして、「コロナマル経」は、さらに次の条件を満たす方が対象です。

要件に該当すれば
当初3年間は実質無利子に！

コロナマル経の特徴は、利息が当初3年間低減される上に、その利息も補給される点です。この利子補給により、当初3年間は実質的に無利子で融資を受けることができます。

利子補給の要件

個人事業所の方
要件なし

法人事業所の方
売上15%以上減少

なお、コロナマル経の対象とならない事業者の方は、通常のマル経融資をご利用下さい。また、コロナマル経と同様に期間が延長された日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」にも利子補給制度が設けられています。これら融資のご相談は、当会報の「セミナー＆サービスインフォメーション」のマル経融資チラシをFAXいただくか、お電話でお問合せ下さい。



お問合せ先

福井商工会議所 金融・会計相談課

0776(33)8284